

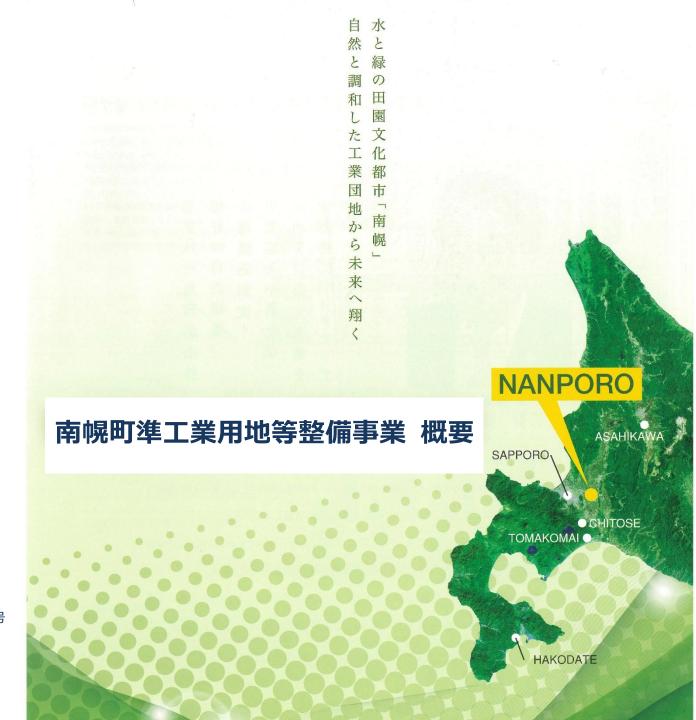
北海道南幌町役場 まちづくり課地域振興グループ

〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

TEL: 011-378-2121 (代表) 011-398-7021 (直通)

FAX: 011-378-2131

E-mail:g-tiiki@town.nanporo.hokkaido.jp



南幌町準工業用地等整備事業



南幌町準工業用地等整備事業は、南16線西10番地・美園3丁目の北海道住宅供給公社所有地及び町有地の未利用地について、 準工業用地として令和5年度に実施設計、令和6年度から令和8年度までの期間で用地整備を実施後、分譲を予定しています。

現状と方向性

本町は、「緑豊かな田園文化のまち」を将来像に定め、札幌市のベットタウンとして、計画的な住宅地開発や工業団地開発により形成されました。 昭和47年より北海道住宅供給公社による大規模住宅の開発が進められ、住宅地計3.600戸の住宅予定戸数を基本とした一団地の住宅施設を計画していました が、平成12年以降住宅建設が大幅に減少し、新規住宅造成が停止となったことから<mark>南幌小学校前の南16線西10番地に約29ha(北海道住宅供給公社20ha、町</mark> 有地9ha)の未造成地を有しています。

昨今、道央圏連絡道路(中樹林道路)の令和6年度開通や北海道ボールパークFビレッジの建設により、都市近郊の町として好影響を受け、町工業団地や子育 て世代への住宅団地の販売が進んでいます。準工業用地については、職住近接エリアとして、物流などの企業及び民間賃貸住宅の誘致により雇用と住居を確 保・提供することで、町内外からの定住に向けた取組を助長し、まちづくりの活性化を進めます。

準工業用地及び住宅等用地の整備について

準工業用地と住宅等用地整備後の土地利用計画は、地区面積合計で29.0haとなり、内訳で準工業 販売用地は23.6ha、住宅等用地は1.6ha、施設用地3.8haを予定しています。

準工業用地は、約23.6haの用地を5分割とし、団地内道路全線にライフライン(上下水道・雨水 対応)を施工することで、企業が要望する面積での分譲を予定しています。

住宅等用地については、新たな雇用者の居住確保を含め子育て及び若者世代のための民間賃貸住宅 用地として、店舗兼住宅4棟及び賃貸住宅4棟の計8棟を予定しています。

日経新聞(6月9日掲載)



に準工業用地を

出するラピダスの波及効 果を狙う。 写真-

や新千歳空港まで車でも 用を生み出し定住につな 南幌町は札幌市中心部

力は高まっていく」 での延伸時期は未定だが 25分程度で行き来でき 移住や子育て支援の充 南幌町から千歳ま ェリアから新干歳 24年度には石狩一 用地の魅

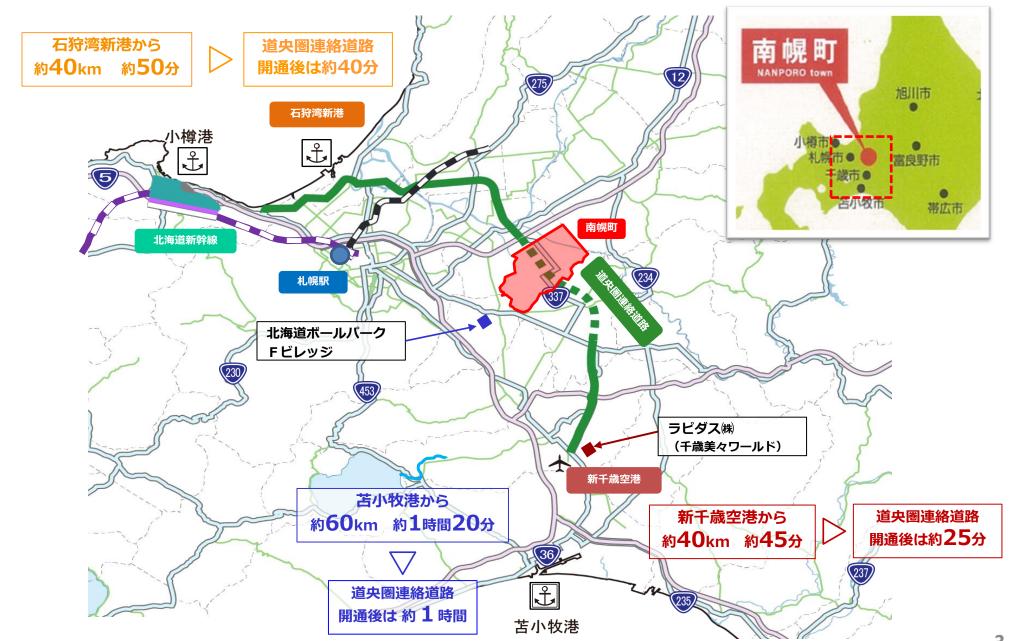
整備スケジュール

令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 分譲 整地・各種敷設工事 実施設計 開始

22年7月に前年同月比で 5月末までには約2万7「はれっぱ」を開業し、 する。5月初めには子ど子育て支援も手厚く用意 ちづくり課によると9月 を使ったキムチづくりや 体験住宅を23年2月に新 給や通学費の補助など、 句まではほぼ満室にな ているという。 向けの室内遊戯施設 子育で世帯への米の支 特産品のキャベ

25年度メド 町 業用地を分譲





南幌町全域





南幌町市街地



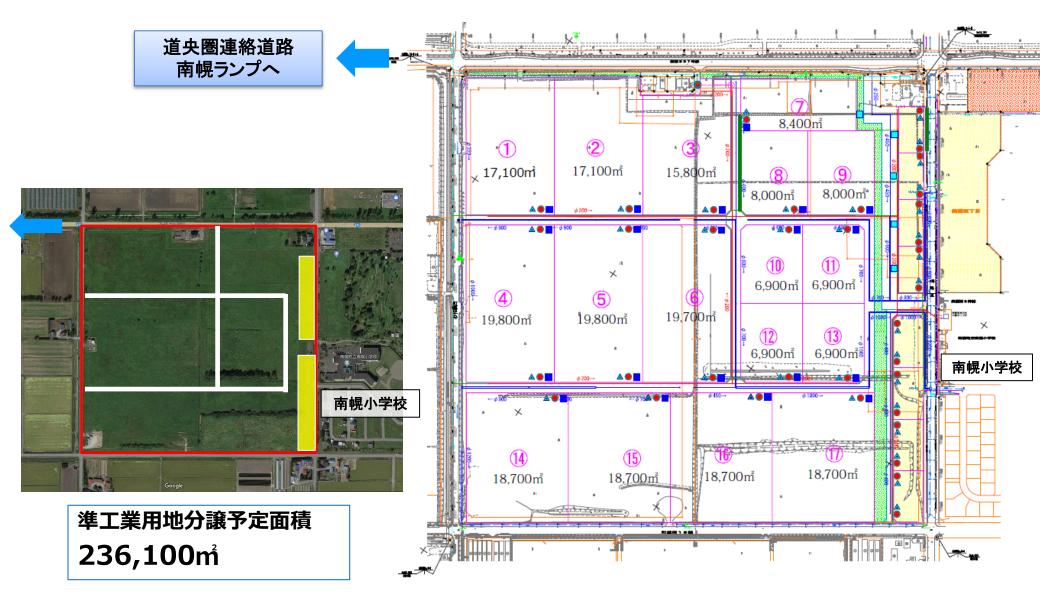


長沼町・千歳市へ

準工業用地等

平成26年からの人口推移(毎年4月1日現在)







■ 南幌町奨励金制度(町の助成金)

四八	44 <i>0</i> 2.4924		補助対象	奨励内容	
区分	対象業種	交付要件		交付額	限度額
事業用設備等整備奨励金	①工業、道路貨物運送業、倉庫業、 こん包業、卸売業及び試験研 究施設。 ②大規模小売店舗法立地法に基 づく大規模小売店舗。	①町内に事業の用に供する工場 等(※)を新設、増設又は賃借に より事業の操業を行うこと。 ②事業用設備等(※)の取得価額 合計額が3,000万円以上であ ること。	地方税法第341条第4項に規 定する償却資産で償却資産課税 台帳に登録されている設備等。	固定資産税 課税標準額の20% (賃貸10%)	3,500万円
企業立地奨励金	①工業、道路貨物運送業、倉庫業、 こん包業、卸売業及び試験研 究施設。 ②大規模小売店舗法立地法に基 づく大規模小売店舗。	①町内に事業の用に供する工場 等(※)を新設又は増設すること。 ②工場等の延床面積が200㎡ 以上であること。	事業の用に供する工場等(※) で基礎に杭打地業を行った建 築物。	工場等の基礎部分 (杭打のみ)の 固定資産税 課税標準額の 相当額(賃貸70%)	1,000万円
雇用奨励金	①工業、道路貨物運送業、倉庫業、 こん包業、卸売業及び試験研 究施設。 ②大規模小売店舗法立地法に基 づく大規模小売店舗。	工場等(※)の新設、増設又は 賃借による事業の操業に伴い、 常用雇用者を新規に3名以上 (南幌町在住者)採用した場合。	事業開始の日前90日から事業 開始後90日までの間に雇用し た者。(※)	常用雇用者 1人につき 10万円を乗じた額	500万円

[※]工場等とは、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、試験研究を行う事業の用に供する施設及び大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する 大規模小売店舗をいう。

■ 南幌町の誘致の特例(固定資産税の課税免除)

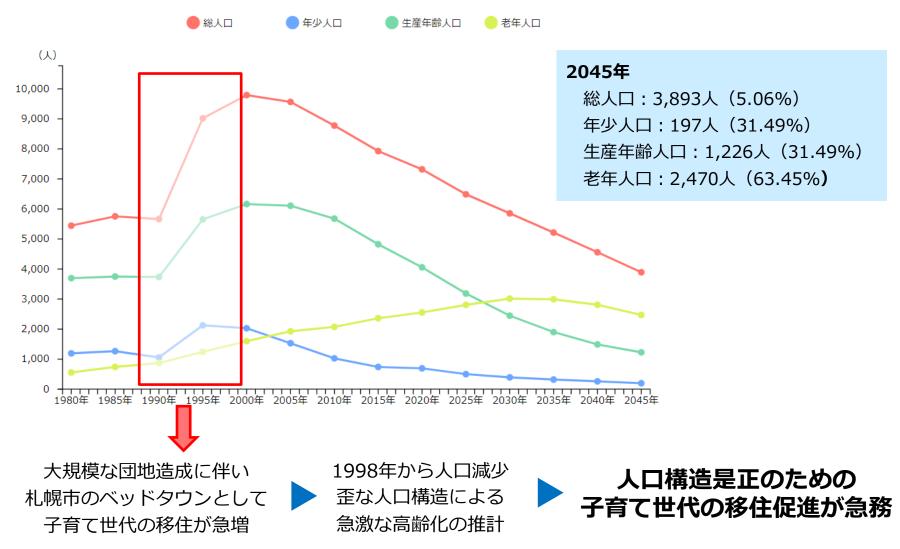
対象業種	要件	内 容
製造業 道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業 試験研究施設等	工業等の新設又は増設にかかわる工業生産設備及び、その敷地である土地 (取得してから1年以内に当該事業の用に供する土地に限る)の取得価格の 合計額が2,800万円を超える場合	新設及び増設後、最初に到来する 固定資産税から3年間免除する。 4年目は40%、5年目は20%減免する。

[※]事業用設備等とは、工場等の操業開始の日までに取得した償却資産をいう。

[※]雇用した者とは、雇用した日から起算して1年を経過した日後において継続して雇用されている者。

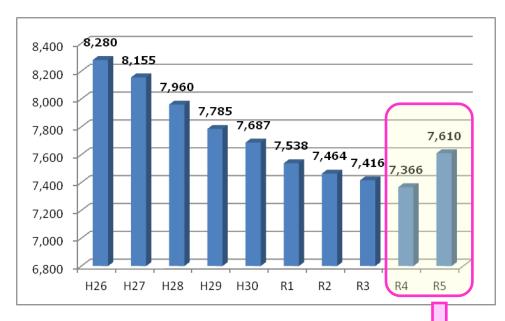


『人口推移』 ※将来人口推計 REASAS (国立社会保障・人口問題研究所)より



平成26年からの人口推移 (毎年4月1日現在)



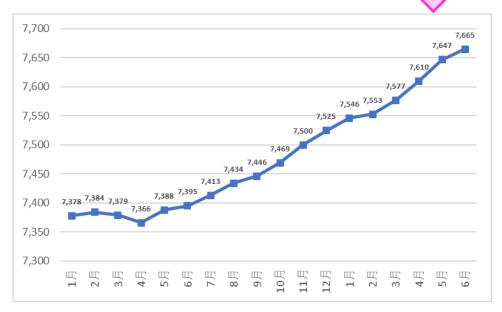


子育て環境の整備 子育て支援策

移住促進施策各種PR業務

令和4年(2022年) 7月より人口増 ※24年ぶり

令和4年(2022年)からの人口推移(月別)



出生数と年少人口の推移

(出生数:年間、年少人口数:4月1日)

